（http://www.moj.go.jp/）にも認定者の受験番号を掲載する。また、前記掲示及びホームページ掲載後、認定者の受験番号及び氏名について、官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者は認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

平成27年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、平成27年度における司法書士試験を次のとおり行う。

平成27年４月１日　法務大臣　上川　陽子

1　受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成27年７月５日（日曜日）

口述試験　平成27年10月13日（火曜日）

3　試験の内容

⑴　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識

⑵　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）

⑶　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識

⑷　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
試験場集合時刻	午前９時	
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑴
午後の部	午後１時から午後４時までの３時間	上記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（上記３の⑴）及び午後の部の試験のうち上記３の⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち上記３の⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑵　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑶　筆記試験免除申請者

平成26年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑷　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成27年４月１日（水曜日）現在において施行されているものとする。

ただし、商法及び商業（法人）登記に関する分野については、①会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）による改正後の会社法、②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第91号）による改正後の商法又は商業法人登記に関する法律、③①及び②に関係する政省令とする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局が指定した場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局における筆記試験の合格者については、その法務局が指定した場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定した場所

6　受験申請受付期間

平成27年５月11日（月曜日）から同月22日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成27年５月22日までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

8,000円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、平成27年４月１日（水曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵便によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

平成27年８月10日（月曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）において、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

筆記試験合格者については、平成27年９月30日（水曜日）の午後４時に、筆記試験の受験地を管轄する法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。

11　最終合格者の発表

最終合格者の発表は、平成27年11月４日（水曜日）の午後４時に、筆記試験の受験地を管轄する法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、平成27年11月20日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（平成28年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

平成27年度検察官特別考試の施行

平成27年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

平成27年４月１日

検察官・公証人特別任用等審査会長

渡邉　一弘

1　筆記試験

⑴　期日　平成27年７月14日（火）から同月16日（木）まで

⑵　場所

東京都　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）

2　口述試験

⑴　期日　平成27年10月５日（月）及び同月６日（火）

⑵　場所　法務省（東京都千代田区霞が関１－１－１）

3　出願期間　平成27年５月７日（木）から同月20日（水）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（平成28年４月１日現在で副検事在職３年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会宛て提出しなければならない。

平成27年司法試験予備試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成27年司法試験予備試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成27年４月１日

司法試験委員会委員長　山口　厚

1　短答式試験（平成27年５月17日（日））

⑴　北海道	北海道文教大学（北海道恵庭市黄金中央５－196－１）
⑵　仙台市	仙台卸商センター　産業見本市会館サンフェスタ（仙台市若林区卸町２－15－２）
⑶　東京都	早稲田大学早稲田キャンパス（東京都新宿区西早稲田１－６－１） 明治大学和泉キャンパス（東京都杉並区永福１－９－１）
⑷　名古屋市	愛知大学車道キャンパス（名古屋市東区筒井２－10－31）
⑸　兵庫県	関西学院大学西宮上ケ原キャンパス（兵庫県西宮市上ケ原一番町１－155）
⑹　広島市	広島工業大学専門学校（広島市西区福島町２－１－１）
⑺　福岡市	九州産業大学（福岡市東区松香台２－３－１）